

道路占用料改定のお知らせ

盛岡市では、「盛岡市道路占用料徴収条例」の一部改正にともない、令和3年4月1日から道路占用料を改定します。
また、改定により、法定外道路の占用料も変更になります。

○主な占用物件の占用料

占用物件		単位	現行単価	改定単価
電柱	第2種電柱	本／年	680 円	<u>790 円</u>
	第1種電話柱	本／年	400 円	<u>460 円</u>
地下埋設管	0.07m未満	m／年	17 円	<u>19 円</u>
	0.07m以上 0.1m未満		24 円	<u>27 円</u>
	0.1m以上 0.15m未満		36 円	<u>41 円</u>
	0.15m以上 0.2m未満		47 円	<u>55 円</u>
	0.2m以上 0.3m未満		71 円	<u>82 円</u>
	0.3m以上 0.4m未満		95 円	<u>110 円</u>
	0.4m以上 0.7m未満		170 円	<u>190 円</u>
	0.7m以上 1m未満		240 円	<u>270 円</u>
	1m以上		470 円	<u>550 円</u>
日よけ	m ² ／年	790 円	<u>910 円</u>	
袖看板・壁面看板	m ² ／年	1,700 円	<u>1,900 円</u>	
工事用仮囲い・足場	m ² ／月	170 円	<u>190 円</u>	